



国土動第24号

平成28年7月11日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 会長 殿

国土交通省 土地・建設産業局 不動産課長



「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行について

標記については、平成26年11月27日付けで公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第117号）による改正後の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号。以下「改正犯収法」という。）が平成28年10月1日から施行されることとなりますが、この際、宅地建物取引業者が改正犯収法に規定する取引時確認等を履行するに当たって留意すべき事項について、別添1のとおり取りまとめたので通知します。

また、平成24年12月21日付け国土動第132号により通知している「不動産の売買における疑わしい取引の参考事例（宅地建物取引業者）」についても、今般の法改正に伴い、所要の改正を行ったことから、別添2によりあらためて通知します。

については、改正犯収法の施行にあたり、遺漏のないようお取り扱いください。

なお、別添内容のうち、法改正に係る部分については、改正犯収法の施行の日（平成28年10月1日）から適用するものとします。